

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

記者発表資料
平成19年10月15日
こども青少年局 放課後児童育成課長
徳田文男 電話671-4151
(以下、4区担当課長の本日の連絡先は
671-4068、671-4153
です)
金沢区学校支援・連携担当課長
中山敏章
港北区学校支援・連携担当課長
山同秀夫
都筑区学校支援・連携担当課長
重森裕
栄区学校支援・連携担当課長
佐々木正道

放課後児童クラブの全クラブ特別訪問調査の結果について

- 青葉区4放課後児童クラブにおける不正受給が判明したことを受け、運営の適正化及び不祥事の再発防止を徹底するため、全クラブの特別訪問調査を実施しました。
- 調査の結果、運営費として支出した委託料または補助金について、5クラブで総計2,824,813円の過大受給が判明しましたので、返還請求します。
- 他に、1クラブで運営委員会未開催、4クラブで会計監査の未実施が判明しましたので、文書指導し、改善を図ります。
- 今回の調査結果を踏まえ、運営の適正化、不祥事の再発防止策を検討し、年度内に実施します。

1 調査概要

(1) 調査趣旨

放課後児童クラブの運営の適正化及び不祥事の再発防止を徹底するため、各区及びこども青少年局が分担して、市内の全放課後児童クラブの特別訪問調査を実施し、帳票類の確認及び聞き取りを行いました。

(2) 調査対象

市内170か所（全175か所の内19年度新設クラブ5か所を除く）

(3) 調査実施時期

平成19年6月から8月

(4) 調査対象

平成17年度委託料、平成18年度補助金

(5) 重点調査項目

- ア 対象児童数が適正に申請されているか。
- イ 指導員の給与が適正に支払われているか。
- ウ 施設賃借料補助が適正に申請されているか。
- エ クラブの運営について、適正な意思決定・会計監査が行われているか。

2 調査結果

(1) 返還請求額（4区5クラブ）

2,824,813円

(2) 返還請求額の内訳

(円)

年度	金沢区 (A)	港北区 (B)	都筑区 (C)	都筑区 (D)	栄区 (E)	合 計
	西柴学童保育	新田小なかよし クラブ	すみれ・北山田 こどもクラブ	山田こども くらぶ	くでん 学童保育所	
H17	459,818	0	0	0	0	459,818
H18	0	148,839	1,929,500	90,000	196,656	2,364,995
合計	459,818	148,839	1,929,500	90,000	196,656	2,824,813
支出額	6,445,937	6,773,500	6,261,500	6,171,500	6,609,000	32,261,437

※ 支出額：返還請求対象年度における、本市から当該クラブに支出した金額

(3) 返還請求の内容

①常勤指導員の欠員

656,474円

ア【金沢区 (A)】 459,818円

常勤指導員の欠員期間 (約4か月) があったため、未払い分の給与について返還対象とします。

イ【栄区 (E)】 196,656円

常勤指導員の給与が本市要綱基準を下回っていたこと及び欠員期間 (3か月) があったため、未払い分の給与について返還対象とします。

②常勤指導員給料【港北区 (B)】

148,839円

常勤指導員給与額が本市要綱基準を下回っているため、給与差額 (1年間) を返還対象とします。

③対象児童数【都筑区 (C)】

1,929,500円

平成18年4月当初に20人の児童が入会登録したものの、そのうち利用実績がない2人の児童を除くと対象児童が18人となり、基本補助額が標準クラブ(35人~20人)から小規模クラブ(19人以下)に変更となるため、差額分を返還対象とします。

④施設賃借料【都筑区 (D)】

90,000円

施設賃借料補助に補助対象外の共益費が含まれていたため、共益費1年間分を返還対象とします。

(4) 文書指導

①運営委員会が2年間開催されていない。〈1クラブ〉【鶴見区】

②会計監査が2年間行われていない。

〈4クラブ〉【保土ヶ谷区、都筑区、青葉区2クラブ】

3 調査結果に対する処置

(1) 過大受給額の返還

現在返還手続き中です。

(2) 文書指導

改善通知を送付し、改善状況を確認します。

4 再発防止策

全クラブ特別訪問調査結果を踏まえ、次のとおり再発防止策を検討し今年度内に実施します。

①全クラブに対して補助金等の適正執行を通知。

②補助金の申請・報告の見直し (提出書類及びマニュアル、内容のチェック等)

③放課後児童クラブ訪問調査の実施方法の見直し (調査項目、調査方法等)